

令和2年度一般財団法人古河市地域振興公社事業計画

事業概要

本年度は、総合公園、ネーブルパーク、ふるさとの森、斎場については、指定管理者としての指定期間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）の4年目、ファミリー・サポート・センター、駅前子育て広場、ネーブル子育て広場については、指定期間（平成31年4月1日～令和4年3月31日）の2年目を迎え、温水プールについては、指定期間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）の最終年となりました。これらの指定管理施設はもちろんのこと、中央運動公園、古河体育館等の市からの受託事業を含めたすべての事業について、安全で安心な管理運営とサービスの向上に努めてまいります。

なお、温水プールにつきましては、次の指定について指定管理者となり得ることを目指して「適切な管理運営のための企画提案」や「実績アピール」を盛り込んだ「温水プール指定管理事業計画書」の策定に取り組んでまいります。

また、合併により膨大化、多角化した組織運営に見合うよう、専門的知識の習得や業務スキルのレベルアップを図るための各種研修、セミナー等への参加を促進し、職員の資質向上に努めてまいります。

本年度の各事業の主な取り組みは、以下のとおりです。

1. 全事業共通事項

- ①施設の管理運営と業務の実施に関する法令及び規則、指定管理に関する基本協定、受託業務に関する契約を遵守します。
- ②個人情報の管理の徹底と接客対応の向上を図ります。

2. 指定管理事業

(1) 総合公園管理運営事業

- ①総合公園の基本的理念・テーマを再認識し、これに沿った管理運営に努めます。
- ②「古河総合公園管理運営規則」の改正、及び新たに制定される「古河公方公園づくり円卓会議設置要綱」に基づく円卓会議の運営や、パークマスター制度のより良いシステム作りに努めます。
- ③「総合公園基本構想」の策定に取り組めます。
- ④園内巡回を毎日実施し、安全安心な施設の維持と良好な緑地管理に努めます。
- ⑤経年劣化した施設について、市との協議も踏まえ計画的な修繕に努めます。
- ⑥あおぞらヨガ教室やあおぞら太極拳教室を継続して開催すると共に、多様な利活用を創出するための企画を立案実施します。
- ⑦マナー向上を目的とする教室を新たに開催します。
- ⑧総合公園で実施されるイベント等へ積極的に協力します。
- ⑨桃まつり期間中の円滑な駐車場管理に努めます。
- ⑩特定外来種による花桃等への被害防止に努めます。

(2) ネーブルパーク管理運営事業

【ネーブルパーク】

- ①自然と様々な遊び場が調和した公園づくりに努めます。また、適切な情報発信を行います。
- ②定期的な園内巡回による安全安心な管理に努めます。
- ③経年劣化した施設の計画的な修繕に努めます。
- ④キャビン、バーベキュー広場の衛生管理の徹底に努めると共に、利用者ニーズの把握に努めます。
- ⑤ポニーの適切な管理、職員の能力向上を図ると共に、サービスの向上に努めます。
- ⑥リニューアルオープンしたそば屋の品質向上と衛生管理の徹底を図ります。
- ⑦プラスチック製レジ袋などに代わる環境に配慮した製品の使用に向けた取り組みを進めます。
- ⑧ネーブルパークで実施されるイベント等へ積極的に協力します。

【平成館】

- ⑨館内の衛生管理の徹底に努めます。
- ⑩館内照明のLED化を随時進めます。
- ⑪ホームページを利用した適切な情報発信を行います。
- ⑫期間限定宿泊パックの充実により利用者拡大を図ります。
- ⑬繁忙期におけるレストラン委託業者による屋外販売を実施し、公園内での食提供の充実を図ります。
- ⑭レストランメニューをリニューアルし、利用者満足度の向上を図ります。
- ⑮様々な利用形態を想定しながら新たな利用者の発掘に努めます。

(3) ふるさとの森管理運営事業

- ①本施設の特性を生かした公園づくりに努めます。
- ②ホームページを利用した情報発信を行い、利用者増に努めます。
- ③定期的な園内巡回による安全安心な管理に努めます。
- ④園内看板や遊歩道の整備を進め、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ⑤経年劣化した施設の計画的な修繕に努めます。
- ⑥ふるさとの森で実施されるイベント等に積極的に協力します。

(4) 中央運動公園温水プール管理運営事業

- ①プール監視をはじめとした管理の徹底を図り、安全安心な施設運営に努めます。
- ②経年劣化した施設について、市との協議も踏まえ、計画的な修繕に努めます。
- ③夏休み等の小中学生の利用促進に努めます。
- ④利用の拡大や利用者ニーズへの対応を目的に、水泳教室や軽スポーツ教室を開催していきます。
- ⑤施設内照明のLED化を随時進めます。
- ⑥中央運動公園で実施されるイベント等へ積極的に協力します。

(5) 斎場管理運営事業

- ① 遺族の心情に配慮したきめ細かいサービスの提供に努めます。
- ② 経年劣化した施設の計画的な修繕に努めます。
- ③ 衛生管理、防災管理の徹底に努めます。
- ④ 施設内照明のLED化を随時進めます。
- ⑤ 古河市が進める斎場施設改修計画への協力を行います。
- ⑥ 安定した斎場業務を確保するため、専門事業者への業務委託を行います。
- ⑦ 更新した受付精算用ソフトを活用し事務効率の向上に努めます。

(6) ファミリー・サポート・センター管理運営事業

- ① 適切な施設の運営と維持管理及び衛生管理に努めます。
- ② 利用会員（育児の手助けを求める保護者）と協力会員（育児の手助けをしたい方）との相互支援サービスを実施します。
- ③ 利用会員の子を預かる施設サービス向上に努めます。
- ④ 子育て支援サービス向上のための育児相談を実施します。
- ⑤ 保育所に入所できない3歳未満の乳幼児を預かる待機児童託児サービスを実施します。
- ⑥ 全国アドバイザー講習会を受講し、相互支援サービスの充実を図ります。
- ⑦ 水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策のため、水害を想定した避難訓練を実施します。

(7) ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」管理運営事業

- ① 適切な施設の運営及び維持管理に努めます。
- ② 3歳未満の乳幼児及びその保護者に、快適な遊び場と親子の交流及び語り合いの場を提供します。
- ③ 子育てに関する相談や援助等を実施します。
- ④ 地域の子育て関連情報を提供します。
- ⑤ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して情報の発信及び周知活動をし、利用促進に努めます。
- ⑥ テラスに設置された温給排水装置を活用し、外回りの清掃、衛生確保に努めます。
- ⑦ 水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策のため、水害を想定した避難訓練を実施します。

(8) 駅前子育て広場「わんぱくステーション」管理運営事業

- ① 適切な施設（子育て広場、地域子育て支援センター）の運営及び維持管理に努めます。
- ② 子育て広場の事業では、就学前児童及びその保護者を対象に、快適な遊び場と親子の交流及び語り合いの場を提供します。
- ③ 地域子育て支援センターでは、概ね3歳未満の児童及びその保護者との交流の場を提供します。
- ④ 子育てに関する相談や援助等を実施します。
- ⑤ 地域の子育て関連情報を提供します。
- ⑥ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して情報の発信及び周知活動をし、利用促進に努めます。
- ⑦ 強化された防犯設備を活用し、施設利用者の防犯・安全確保に努めます。
- ⑧ 水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策のため、水害を想定した避難訓練を実施します。

3. 受託事業

(1) 中央運動公園受託事業

- ①施設利用に関する業務（中央運動公園、総和地区体育施設6箇所、学校施設13箇所の利用受付、料金受領、利用者支援）
- ②利用促進業務（市主催事業、スポーツ教室等の開催に関する補助）
- ③維持管理業務（施設の日常運営管理及び備品管理業務）

(2) 古河体育館受託事業

- ①施設利用に関する業務（古河体育館、古河市民球場、古河市サッカー場、古河テニス場、学校施設7箇所の利用受付、料金受領、利用者支援）
- ②利用促進業務（市主催事業、スポーツ教室等の開催に関する補助）
- ③維持管理業務（施設の日常運営管理及び備品管理業務）

(3) 水泳授業指導事業

- ①中央運動公園温水プールを利用した、市内小中学校（総和北中学校、下大野小学校、水海小学校、）の水泳指導

(4) 菊花育成受託事業

- ①菊の育成に関する業務（スプレー菊、株菊、ドーム菊、懸垂菊等の育成）
- ②菊まつり会場の運営補助（ネーブルパーク内の菊設置作業、菊まつり会場内の水やり、清掃）
- ③菊育成の近隣地域への啓発（菊苗配付事業の補助）

(5) 自動交付機管理事業

- ①利用者からの交付機利用方法などに関する問い合わせへの対応並びに自動交付機に障害（トラブル等）が生じた場合の速やかな市民総合窓口室へ連絡及び市職員が現地に赴くまでの市民への対応。